

岐 阜 県 公 報

目 次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ
一

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十七号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第二十四条の表農政部の項に掲げる次長(全国豊かな海づくり大会担当)」を「農政部長」に改める。

第二十四条の表農政部の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

号 外 (2) 平 成 二 十 二 年 六 月 十 五 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る)
(金 曜 日) (と き は 翌 日)

平成二十二年六月十五日

平成二十二年六月十五日発行

発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター